

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年9月17日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和2年9月17日（木） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和2年9月17日（木） 午後2時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）中山 博祐 （4番）山縣 洋
（6番）倉重 俊則 （7番）小山 巽 （8番）田村 正信 （9番）光井 憲治
（10番）吉本 典正 （11番）池田 寛 （13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久
（15番）林 孝志 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（2名）

（5番）木原 伸二 （12番）石田 卓成

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 事務局次長	伊藤 浩二
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第46号 令和3年度防府市農業施策等に関する意見書

報告第57号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第58号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第59号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第60号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第61号 農地法施行規則該当転用届について

報告第62号 現況証明書の発行について

報告第63号 許可申請取下について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

6番 倉重 俊則委員

7番 小山 巽委員

午後1時45分開会

○事務局 皆様、こんにちは。ただいまから令和2年9月の月例総会を開催いたします。

本日は5番の木原委員が御欠席の連絡をいただいております。また、12番、石田委員は議会の関係で出られておりますので、そちらが終わられたら来られると思います。

過半数の委員が御出席ですので、農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。秋作業本番を迎えられている中ではっきりしない天候が続き、やきもきされておられるんじゃないかなというふうに思います。加えて、今年は稲作の場合、ウンカの被害、台風の被害により、稲の倒伏、塩害ということで、昨年以上に厳しい状況になっているような状況です。農業公社のほうにも、稲がウンカ、あるいは倒れたということで、自分の機械では作業ができないので何とかしてくれという依頼が多く舞い込んでおるような状況です。

私が今まで刈った状況を見てみますと、被害の大きいところは1反で2俵半から4俵どまりという田がほとんどですので、大変な状況になっておるんじゃないかというふうに思います。

今まで一生懸命、あと1日、あと1年と頑張っておられる農家の皆さんも、これが背中を押して離農とか、もう来年からはやめたというような話もちろほら出てきているような状況ですので、ますます厳しい状況に置かれておるというふうに感じております。これを何とかするためにも、今、進めております人・農地プランの実質化、来月から皆さんにも御協力をいただくことになりますけれども、ぜひ形にしたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

本日の議事録署名委員さんは6番の倉重委員さんと7番、小山委員さんの2名です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、総会を進めさせていただきます。

それでは議案審議に入ります。

議案第41号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第41号の説明をいたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。5件あり、目的については、所有権の移転が5件となります。

譲渡理由については、高齢のためが3件、耕作規模縮小が2件で、譲受理由は耕作規模拡大が5件となります。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 1番から5番まで譲受人が同一ということで、一括して上程したいと思いますので、そのつもりで説明をお願いしたいというふうに思います。

それでは、1番から5番まで、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の小山です。議案1、2、3と担当になっていますので説明をさせていただきます。

いずれも所有権の移転ですが、現地確認は9月8日、そして、譲渡人の方——についても、当日、聞き取りを行いました。——は次の日に行いました。

議案1につきましては、場所がちょうど——にありまして、色のちょっとついているところが——ですけれども、そこから——に寄ったところがございます。

議案1につきましては、——を——から——がお借りになられるということですが、——は——のようでした。たまたま——に在住の——が帰省しておられまして、話を伺うことができました。当初の話は、この——は現在は更地になって、どちらかというと雑種地のようなところがございます。8月24日に推進委員の澄川さんと農地パトロールをしたんですけども、そのときにちょっと赤にしたらどうかということを私も申し上げたんですけども、澄川さんのほうは、ちょうど道路に面しておりまして機械がすぐ入るということで、耕運機を使えば畑に戻るじゃないかというような御意見もありましたので、保全管理してある畑ということで処理をしたんですけども、——の話によりますと、当初、——は道が狭いもんですから機械の転回場とか、駐車場として使いたいというようなことで売ってくれんかというような話があったということでございます。その話を聞いたもんですから、——にちょっと3条はおかしいんじゃないかと、少なくとも農地として売買するのはおかしいんじゃないかということで話をしました。そうしましたら、——、理解していただきまして、どうしようかというような話だったんですが、後日、事務局のほうに、土地は耕してカボチャを植

えるというようなことを電話で御返事があったという電話をいただきました。

私は第2委員に所属しておりますけれども、吉本さんとか、木原さんにいろいろ意見も伺いました。御本人が耕作するということをおっしゃっているんで、3条の所有権移転もやむを得んかということで、私としましては、適当であるということで説明させていただきました。

皆さんの御審議をお願いしたいと思います。

続けていいですか。

それから、2番目につきましては、これは2と3が——、これが隣接した田んぼでございます。

これにつきましては、2番の——の田んぼにつきましては、——という方が作っておられたようであります。ところが、今年はもう耕作をやめたということで、現状は保全管理をされている田んぼであります。

それから、3番目の——につきましては、——、ちょうど御本人がおられましたんでお話を伺いました。ここは去年までは——に作ってもらっていたということであります。ただ、今年は梅雨が短くて水が足りないということで、水稻の作付はしていないということでございました。

いずれも——のほうから売ってくれないかということでお話があったということであります。——のお話によれば、2つの田んぼを合わせて——超えますけれども、1枚の田んぼにして水はけ等をよくしていきたいというようなことをおっしゃって、譲ってくれというお話があったというふうに聞いております。

私のほうは以上でございます。

○藤井会長 引き続き、吉本委員さん、お願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは3条の関係について、1ページの3の——、これと、4番の——、5番の——、この——について、購入者がいずれも——ということで、——、続けて説明をさせていただきます。

まず、3番の、資料の5ページになります。

41号の3というのがあって、先ほど小山さんがお話された下のほうです。下の緑の枠で囲んであるところです。ここが——のところの田んぼになります。

現地調査は9月8日に現地を確認しております。

実は、先月に——のすぐ東側の田んぼを購入されました。同じく——ぐらいの——ぐらいの田んぼで、——は今回購入する田んぼと合わせて1つにするんだというふうにお話をしておりました。

——には、9月11日に本人に会って、朝7時半ごろ会いまして確認いたしました。——

一のほうは、同じく11日に電話で売却についての確認をいたしました。一応、3条の2項に基づいて、私のほうで3条での売却、買い取りが適正であるかというのをチェックいたしました。

まず、1号の全部効率要件というのがありまして、これは資料の5ページの裏に書いてあるんですが、以下、同じような資料をつけておられるんですが、———は———ぐらい、私の地元ですが、特に飼料米を主に、裏作は麦を作っているらしいです。非常に熱意がありまして、1人で大型機械をたくさん買って頑張っているらしいです。1号の全部効率要件については、機械もありますし、全く申し分ないというふうに判断して、該当なしということです。

4号の農作業の常時従事要件、これについても、必要なときにはパートで何人かの方を雇用されて仕事をされるということで、毎朝、実は私も出会うというふうな場所におるわけですが、非常に農業に熱心であります。

それと、7号の地域との調和要件、これも———ですから、全部で———ぐらい田があります。川ざらいとか、そういうのがあるときにはほかの方を出して川ざらいに出席されるということで、地域との調和要件についても問題ないというふうに考えております。

3番については、以上のことで地元の委員としては問題はないというふうに判断をいたしました。

次の4番ですが、4番は———という方なんですが、実はちょっと電話を2回ぐらいしたんですけど、———の方なんですがちょっと不在でしたので、———に意向を聞きまして、前と同じように、この———の田を、今、利用権の設定をされて本人は飼料米を植えているらしいんですが、引き続きやるんだというふうに言っておられました。

これも3条の2項の審査基準に基づいて、1号の全部効率要件、それと、4号の農作業の常時従事要件、それと、地域との調和要件、これについて確認をしたところ、全く問題はないというふうに地元の委員としては判断いたしました。

次、5番ですが、5番は———、これは———という方なんですけど、———には9月12日の9時、電話で確認をいたしまして、前回、売却の話があったんですが、ここについても———が買うんだということで、今回、売買の話もまとまったというふうにお聞きをしております。———ぐらいの田んぼですが、これも現在、———が利用権の設定をされて、稲作、飼料米を作付しているらしいです。

これも3条の2項のチェックシートに基づいて確認をいたしました。———には同じく9月12日の9時ごろ電話で確認をいたしました。1号の全部効率要件、必要な機具、先ほど申しましたように、営農計画書にありますように、機械はもう多いぐらいありまして申し分ありません。常時従事要件ということで、これも毎朝、このように田んぼをずっとパトロールしているらしいです。それと、地域との調和要件も同じく必要なときには出られて地域の協力はしているらしいです。

いずれにしても、今回、3条ということで、———はもう農地ができないということで、—

——の田んぼも同じく——が利用権の設定をされて耕作をされておる田んぼです。それと、今回、たくさん田んぼを買われたんですが、どうしても後継者がいないとか、あと、自分の身内のものがやらないんだということでこういうことになったんですけど、——のところへ集中的に田んぼがいくような形になるわけですが、いずれにしても、農地は農地として生かされるんで問題はないというふうに判断をいたしました。

以上、3件について御説明いたしました。皆さん方の御意見をよろしく願います。

以上です。

○藤井会長 1番から5番までの説明が終わりました。

審議に入ります。御意見ある方はお願いします。どうぞ。

○16番 16番の原田です。私は——という方はよく知らないんですけども、合計で——ぐらいになるんですか。作業をやられている方が、本人と、それから、女性従業員、男性従業員というふうに書いてあるんですが、男性従業員、女性従業員という方は、いわゆる期間パートなのか、あるいは常時雇用に近い形で雇われているのか、その辺のことをちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○10番 10番、吉本です。私も隣接した田んぼをつくっております、毎朝、いろいろ話はするんですが、季節労働というか、必要なときに女性の方とか、男性の方とか、特に田植えとか、苗づくりとか、稲刈り、麦刈りとか、そういうときには3、4人ぐらいの人を雇用されて、ほとんどパートです。常時というのはいません。とにかく大きな機械を10台ぐらい持ちよってやから、ほとんど1人か2人でその機械を操作してやっていらっしゃいます。そういうことです。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案1番から5番まで、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案1番から5番まで、可決、承認いたします。

続きまして、議案第42号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第42号について御説明いたします。

議案書の2ページ、資料の11ページからになります。

議案第42号は農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は1件で、転用目的は農家住宅敷地拡張です。

農地区分は、集団農地面積42.1haの農地で、施行令第5条第1号に該当する農地で第1種農

地ですが、施行規則第35条第5号、既存施設の拡張に該当するものとなっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、農業委員の池田寛です。議案第42号の1について御説明いたします。

議案第42号の1は、事業計画者によると自宅隣地の農地を転用して、排水路及び農業用倉庫を設置したいとの案件です。

9月10日に事務局2名と横木委員と私の4人で現地確認をいたしました。9月12日に——
——から聞き取り調査を実施いたしました。その結果について御報告いたします。

現地はお手元の資料11ページ、12ページのとおりですが、——
——があるんですが、それから——にあります。

申請人に話を聞いたところ、当該地は、現在、——にあり、農地部分の面積の
確定等で現地確認、また、再測量等が行われたところ、倉庫は農地の中に建っている。また、排水
路の部分は農地面積には入っていないとの説明が、——からあったとのことでした。

そこで、13ページ及び15ページの図面のとおり、倉庫が建っている部分と宅地及び倉庫東側
に排水路があるんですが、その部分を分筆して農地転用したいとの申請です。事業計画書には、排
水路及び農業用倉庫を設置したいとことが記載されていますが、現地には既に排水路及び農業用
倉庫が設置してあり、追認する形で承認することになるかと思えます。

資料の11ページに記載されているとおり、この農地部分は施行令第5条第1号に該当する第1
種農地です。原則として不許可ですが、施行規則第35条第5号の既存施設の拡張という例外規定
に該当しています。拡張敷地面積も既存敷地面積の2分の1を超えておりません。

次に、一般基準ですが、周辺の農地への営農条件に支障は考えられないことから、許可基準を満
たしていると思われます。

地元委員としては、本来なら事前に承認を取ることが必要なところ、このたびは事後承認になり
ますが、承認してよいと判断いたしました。申請が事後になったことについては、始末書も提出さ
れているとのこと。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方はお願いします。ございませんか。

私のほうから1つ。いつの時期からこの現状になっておるんですか。

○11番 申請人にお聞きしたんですが、はっきりわからないんですけども、排水路のほうは、相当
以前だということで、倉庫のほうは、以前、簡単な木造の倉庫があったけれども、今はそれを非木
造の倉庫に作りかえてある。これも相当以前で、——には
載っておるようなことを言っておられましたけど、年数ははっきり、そのころ、かなり経っていま
す。

○藤井会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

４２号の１番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案４２号の１番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第４３号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第４３号について御説明いたします。

議案書は３ページ、資料は１７ページからとなります。

議案第４３号は農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は６件です。

この６件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が４件、自己用住宅及び水路が１件、建売住宅が１件です。

受付番号１は太陽光発電設備です。資料は１７ページからになります。

農地区分は集団農地面積０．１５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号２は太陽光発電設備で、資料は２３ページからになります。

農地区分は集団農地面積０．４７haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号３も太陽光発電設備です。資料は２９ページからになります。

農地区分は集団農地面積３haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号４は自己用住宅及び水路です。資料は３５ページからとなります。

農地区分は集団農地面積３．４haの農地で、防府市役所牟礼出張所から約４４０mのところに位置しており、規則第４５条第２号に該当する農地、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号５は太陽光発電設備で、資料は４１ページからとなります。

農地区分は集団農地面積７．７haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号６は建売住宅です。資料は４７ページからとなります。

農地区分は集団農地面積 1.7ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第 2 種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、農業委員さん、説明をお願いします。

○1 番 1 番の池田でございます。

議案第 43 号の 1 番は——と——の農地を——が譲り受け、太陽光発電設備を作るために転用したいという申請でございます。

現地確認を 9 月 11 日、事務局 2 名と石川小委員長さんと私の 4 名でしました。また、ヒアリングを 9 月 15 日、16 日に行いましたので、その結果を報告いたします。

資料の 17 ページから 21 ページをごらんください。

まず、17 ページ、現地は——です。中央に幅広い道路が通っておりまして、その区域は太陽光がずいぶんできているところでございます。

——は、——が亡くなられて——の名義で引き継がれましたけれども、畑として耕作されていまして。これをパトロールのときに、きれいになっているなというのはよく確認しておりましたが、——になられまして、以後、なかなか耕作も難しくなり、また、——も耕作されないとのことで、売ることを決意されたそうです。

——も電話でお話しました。——に売ることになっており、——をもらっていたんですが、それからは畑として耕作していたけれども、その後、荒れてきたのでどうにかしてほしいと、また、——と一緒にお願いされたそうです。このたび、——のお世話で売る運びとなったそうです。

——と——の両方に一応お電話して、お願いもたくさんしました。雨水の排水路が農業用排水路になっていますので、そのあたりで水路の清掃を年 2 回、これはこの地域で行われていますのでやってほしいということを言いました。——は——ですのでどうされるんですかと聞きましたら、地域の工務店さんをお願いされるそうです。それと、フェンス、標識、これはしますよという話でした。住宅が周りにありますので、トラブルのないように、近所の方への説明もよろしくお願いしますと念を押しました。

資料の 17 ページにありますように、第 2 種農地で、集団農地面積 0.15ha のいずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから、地元委員といたしましても許可基準に該当すると判断いたします。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

1 番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、可決、承認いたします。

続きまして、2 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1 番 引き続きまして、1 番の池田でございます。

議案第43号の2番は、——と——の農地を——が譲り受け、太陽光発電設備を作るために転用したいという申請でございます。

現地確認を9月11日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で、また、ヒアリングを9月15、16日に行いましたので、その結果を報告いたします。

資料の23ページから28ページをごらんください。

現地は——でございます。もう以前、太陽光設備の申請が出まして、今、手前のほうは今から工事されるようでした。資材が並べてありました。

——は、——とありますが、——は——だそうで、そこへ一番最初に挨拶に行かれたそうです。また、——いるそうです。

また、——ですけど、果物の木などを植えて管理をしようとしたけど、遠いからなかなかうまく管理ができなかったということで、果物の木がだめになったそうです。それで、その後、草刈りを年に5回くらい、されにずっと通ってこられたそうですけど、——となり通うことが難しくなり、——と相談して、今回、買ってもらうことにされたそうです。

この件も——と——に、1番の件で申しました約束を守ってくださるようお願いいたしました。

資料の23ページにありますように第2種農地であり、集団農地面積0.47haのいずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから、地元委員といたしましても許可基準に該当すると判断いたします。皆様の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

2 番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2 番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第43号の3は、———の土地を———が譲り受け、太陽光発電設備を作るため、転用したいという申請でございます。

現地確認を1番、2番と同様、9月11日、4名で行いました。また、ヒアリングを9月15、16日に行いましたので、その結果を報告いたします。

資料の29ページから34ページをごらんください。

現地は———で、———です。

———で、———が代理人をされており、これはお電話しましたところ、———という方が出られました。この方が代理人だそうです。去年の今ごろ、売ってほしいという話があったそうですが、コロナの関係で遅くなりまして、今回、———と話がまとまったそうで、太陽光発電設備設置に決まったそうです。この土地は以前から長い間、耕作されず、荒廃地となっております。

現地確認のとき、隣のソーラーにくずの葉が巻き込んでおり、———と———に現状を伝え、決してあのようにしないことと厳しく言いました。そして、雨水の排水路が農業用排水路になっているので、清掃作業、これも年2回ありますということをお伝えしました。また、フェンス、標識の設置、必ずしますということです。隣に、また、住宅がありますのでトラブルがないように近隣の方にも説明をお願いしますということを念を押しておきました。

この土地は、29ページにありますように第2種農地で、集団農地面積3haのいずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから、地元委員といたしましても許可基準に該当すると判断いたします。皆様の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方はお願いします。どうぞ。

○16番 16番の原田です。このあたりも太陽光発電のどんどこできるところで、現状はそうならざるを得ないと思うんですが、先ほど荒廃地って言われたんですけど、何年ぐらい耕作されていないんでしょうか。

○1番 もう、見る限り私が農業委員になってからでも結構荒れておりまして、復帰はできるから緑に判定しておりますので、———くらいかなと思います。私が農業委員になってからなので。

○藤井会長 これは、ずっとその間、緑で据えおかれているということは、定期的に草刈りには来られなかったということ。

○1番 最初はされていたと思うんですけど、———です。

○1番 多分、——に入られているんじゃないかと思うんです。——が——と言われていたから。

○藤井会長 あと、今回の申請には直接関係ないんですけど、先ほど、その下の斜線部分、これは——が太陽光をやられると思うんです。今、ちらっとツタが絡まっているとかいう話がありましたけれども、——のこの現状は管理ができていないということですか。これは、ぜひ、地元委員さん、——のほうに管理するように、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

資料は35ページからです。

議案第４３号の４は、———の農地を———が借り受け、自己用住宅を建築したいという申請です。

現地確認を9月11日、中山委員さんと事務局2名と一緒に行いました。また、ヒアリングを9月14日に————と行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、——行った——にあります。

議渡人の——は勤めを持っていらっしやいまして、管理をしているだけで耕作はされていません。農地もここだけということです。それで、面積も小さいですので、結果的に自己保全管理でずっと管理をしていたということです。それから、——と——は親子です。——がお父さんになります。一の家を建てるため、現地を貸すことにしましたということです。家はそうなんですが、——という小さいところがあるんですが、家の北側、細長いのがずっと伸びちよると思うんですが、これは水路を作るためなんですが、水田の構造上、東隣の土地から排水が流れ込みます。ここは特に青線があるわけじゃないですが、その排水を逃がすためにここへきちっとしたU字溝で水路を作るということです。隣の家の生活排水もそれに流れ込んでくるようなので、そういうふうにするということです。

それから、南側なんです、ここへも水路を作る予定になっています。南側は青線で当たり前の水路ですが、土羽の水路のため、土ですから、そこへ生活排水を流すというのはどうかということ

で、U字溝で溝を構築するということです。

工事については、10月以降、水が切れたら着工したいということでした。

それから、周辺農地への影響は、特に周辺に耕作されている農地がありませんので大きな問題はないと思います。

皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

4番、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、農業委員の池田寛です。議案第43号の5について御説明いたします。

議案第43号の5は———の農地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置したいという申請です。

9月10日に事務局2名と横木委員と私の4名で現地確認いたしました。9月12日に譲渡人の———から現地で聞き取り、譲受人の———には電話で聞き取りを行いました。その結果を御報告いたします。

現地はお手元の資料の41ページのとおり、———があるんですが、———にあります。

譲渡人の———によると、資料の43ページにあるように、当該申請場所の農地はコの字型のようになっており、田植え機などの農業機械が回転しにくく、現在も稲を植えておられるんですが、手植えにされたということです。それで、この部分を買収してもらいたいと譲受人に話されたそうです。譲受人の———も、隣接の———を所有しておられるんですが、これと合わせて太陽光発電設備を設置するとのことで、申請地を転用しようとするものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

資料の41ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。周辺の他の農地では目的を達成することができない場合は許可となります。申請者の所有する隣接地を購入し、太陽光発電を設置するもので、他では達成できないものと思われます。

次に、一般基準ですが、転用の確実性や転用面積の妥当性についても適当と思われ、太陽光設置資金も———とのことです。

周辺への営農に支障を及ぼすおそれがないことから、許可基準に該当すると判断いたしました。

皆様の審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方はお願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。45ページの平面・立面図があるんですが、該当地の太陽光パネルがえらく隅っこに押しやっているな、真ん中側のほうはずっと空けてあるのは、これは意味があるのでしょうか。

○11番 11番、池田です。当該部分は全部埋め立てられて、—————にして太陽光を設置されるんですかとお聞きしたところ、下には防水シートとか、フェンスとかをやりますけれども、架台で高さを調節する—————と、それと、進入路が、——から入るところが、入口は2.5mぐらい水路があって、その上にコンクリートの橋があるんですけれども、幅は2.5mぐらいあるんですけど、ちょっと狭くなって、途中で1.1、2m、ちょっと狭いところがあるんです。だから、その辺を若干入口を埋められて増設されるというような、入口の拡大というのが計画書に書いてありますので、その辺はセットでやられると思います。それで、ちょっと少ない形になっているかと思います。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。今回の議案第43号の6番は、本来ならば上右田、下右田担当の石田卓成さんが御報告されるところですが、市議会の会議と重なり、私から御報告させていただきます。

議案第43号の6番は、譲渡人、—————の農地を譲受人、—————と—————が譲り受けて、建売住宅を建築するために転用したという申請です。

現地確認を9月11日に、ヒアリングを9月16日に、現地確認は事務局お二人と石田卓成さんと私の4人で現地確認をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

資料の47ページをごらんください。

現地は47ページにもあるように、—————にあります。周囲は住宅が多く、申請地の北西には造園会社の木々がこんもりとして緑に癒されそうな場所でした。譲渡人は、家族関係で相続した農地でしたが農業の経験が全くなく、譲受人からの建売住宅のお話があり、これを機会に

手放すことになりました。——が——の委任を受け、地主代表となりやりとりをされました。

登記面積——、——ぐらいです。

その現地は周囲が住宅開発がとても盛んなところで、周りは住宅がたくさんありました。——にお聞きしたら、とても便利のいいところなので、こことすぐ決めましたということでした。譲渡人の方が地主代表へのやりとりは委任をされております。この皆さんたちは家族関係といえますか、——、——が亡くなられて、——が受け継がれたりとか、いろいろ大変だなと思いました。

次に、この案件に係る農地の許可基準について御説明します。

資料の４７ページにあるように、この農地区分は第２種農地で、集団農地面積１．７haで、いずれの法令にも該当しない農地です。また、一般基準の転用の確実性、転用の面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見ある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、６番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第４４号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第４４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書５ページに内容を記載しておりますので、ごらんください。

議案第４４号につきましては、令和２年９月２６日公告予定の利用権設定の申請が３件提出されております。

農地の集積面積は７，９７２㎡でございます。

使用貸借権の設定が２件、所有権移転が１件、新規２件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。議案第４４号の１番から３番までございますけれども、何か御意見のある方はお願いします。

この３番は新規も更新も何も書いてないんだけど、これはどういうふうに判断すればええん。

○事務局 所有権移転になりますので、扱いは新規なんですけど、もうこれ以降は発生しないということで区分は記載していないという状況です。

○藤井会長 地元委員さんで何か説明が必要と思われることがありましたらお願いします。よろしいですか。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。3番の——は、これは私はブドウを作られる果樹農家さんだというふうに認識しておりますが、この田んぼは果樹のほうに転用されるんでしょうか。

○藤井会長 地元委員さん、分かれば。

○4番 そこまでは私は確認していませんけど、そのはずです。

○藤井会長 よろしいですか。

ほかに何か御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。

議案第44号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第44号、可決、承認いたします。

続きまして、議案第45号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第45号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書6ページに内容を記載しておりますので、ごらんください。

議案第45号につきましては、県で公告予定の利用権設定が4件になります。

内容としまして、番号1番から4番、全てについて従前に設定された契約期間はそのままで、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものになります。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第45号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第45号、可決、承認いたします。

続きまして、議案第46号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第46号、お手元に本日配布しております令和3年度防府市農業施策等に関する意見書について御説明いたします。

議案第46号につきましては、令和2年度に委員の皆様の改選がございましたので、7月3日までに前期の農業委員並びに第1期の農地利用最適化推進員の皆様を対象に御意見をいただき、8月5日に小委員会委員長以上の役員の皆様で協議を行っていただきました。

次に、この協議を経てまとめたものに対して、第24期の農業委員並びに第2期の農地利用最適化推進員の皆様のうち、新任の委員の皆様に御意見をいただきました。この新任の委員の皆様から提出された意見を踏まえ、8月26日に小委員会委員長以上の役員の皆様で再び協議をいただき、この再度の協議を経てまとめたものが、お手元の意見書の案になっております。

本日、御承認をいただきましたら、9月30日に市長、引き続きまして市議会議長にこの意見書を提出することになります。その後、この意見書に対して回答が行われることとなります。

なお、この意見書の2の国、県の施策等への改善意見、こちらにつきましては山口県農業会議へ提出することとなります。この国、県への意見は、山口県農業会議で判断されて県に提出されますので、市の担当課からの回答ということはございませんので、あらかじめ御了解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。何か御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

一応、文章として提出するのは、今、説明があったこの資料に基づいて提出しますけれども、そのほかいろいろ皆さんから意見があったことは、できる限り直接面会したときに口頭で伝えられるものは伝えておきたいというふうに思っておりますので、御理解よろしくをお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第46号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第46号、可決、承認いたします。

続きまして、報告事項が57号から63号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。はい、どうぞ。

○11番 報告第62号の現況証明書の発行についてというのですが、これが市の条例規則とか、基準があればお教えいただきたいと思います。それと、非農地証明という、そういうのがあるのでしょうか。その辺もお尋ねいたします。

○藤井会長 事務局。

○事務局 事務局です。お答えします。

現況証明の件ですが、現況確認書の交付基準というものがあまして、今回、該当するのは、樹木などが密生し、農地への復元に多大の費用と労力を要する場合で、かつ山林に接続している土地

に関しては、農業委員さんと確認して、現況証明という形で非農地の判断をいたします。

以上です。

○藤井会長 非農地の基準が何かというような説明もいるんじゃないかな。

○11番 基準があれば、10年以上そういう状態とか、何かあれば。

○事務局 10年以上荒廃していればとかいう基準は、交付基準の中にはないです。

1つあるとすれば、昭和45年9月末日以前、農地法改正以前に現況が非農地、もう既に建物が建っていて宅地化している場合、非農地となった時期を確認する書類が添付されていれば、非農地として判断することはあります。

以上です。

○藤井会長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、以上で議案審議は閉じたいというふうに思います。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 9月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員